

認知症や知的障がい・精神障がいのある方が
自分らしく安心して暮らすために・・・

成年後見制度の相談窓口 ご利用ください

判断能力が十分でない方やそのご家族、支援者の方の困りごとの相談を、電話や来所、訪問でお受けします。

こんなことに困っていませんか？

成年後見制度の利用

- 制度について詳しく知りたい。
- 制度を利用したいけど、手続き方法がわからない。

財産管理

- もの忘れがあり、通帳をなくしたり、お金の管理が自分でできない。
- 悪質商法の被害を頻繁に受けている。

施設などの契約

- 施設に入りたいけど、一人で決めるのが不安。
- 福祉サービスを利用したいけど、自分で契約ができない。

将来への不安

- 身寄りがなく、将来の財産管理が不安。
- 自分になにかあったとき、障がいのある子どもの生活が心配。

成年後見制度とは

年齢や障がいにより、物事を判断する能力が十分でなくなっても、安心して暮らすことができるよう、法律的に保護する制度です。

一人で悩まず、お気軽にご相談ください！！

備前市役所 地域福祉係

(成年後見制度利用促進 中核機関)

ご相談・お問い合わせ

☎ (0869) 64-1827

月～金曜日（祝日年末年始を除く）8：30～17：15

〒705-8602

岡山県備前市東片上126番地

メールアドレス：bzchiikifukushi@city.bizen.lg.jp